令和4年第7回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和4年6月27日(月)

開催場所 市役所 分館会議室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 15時00分

議 長 会長 大曽根髙男

委員出席状況

議席番号	氏		名	7	出欠	議席番号	氏	名	出欠
1番	平	塚	雄	_	出	8番	長 堀	進	出
2番	荒	井	正	夫	出	9番	吉 原	正 美	出
3番	荻	島	保	夫	出	10番	横山	勝之	出
4番	村	田	敏	和	出	11番	大曽根	髙 男	出
5番	新	井		稔	出	12番	星野	幸夫	出
6番	前	田	利	行	出	13番	荻 島	康 利	出
7番	栁	下		稔	出	14番	大曽根	貴 枝	出
出	席		1 4	!名		欠	席	0名	

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏	名 出欠	担当区域	氏	名	出欠
水谷1	田中 弥一	出	南畑1	関根	和市	丑
水谷2	黒田 等	出	南畑2	石井	浩二	出
鶴瀬1	栗原 英雄	出	南畑3	萩原	好伸	田
鶴瀬2	島田 秀男	出				
出	席 7/	Ż	欠	席	0名	

職務のため出席した事務局職員

事務局長	村 木 保 之	事務局主任	荒木 貢
事務局主事	麻 生 優		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、農業委員数14名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者 を指名する。

7 番 栁下 稔 委員

8 番 長 堀 進 委員

9 番 吉原正美委員

日程第2議事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、委員に諮り、全委員の賛成により「可」とした。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については6月14日に確認し、適正 に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

- ○農地法第3条2項要件について
- ①全部効率利用要件
- ・所有農地営農状況…所有農地13,449㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター1、田植機1、防除機1、コンバイン1、乾燥機1、調整機1、軽トラック1、籾すり機1
- ・従事人数…世帯員2名
- ・申請地までの通作距離…自宅から 約700m

- ②「農作業常時従事要件」
- ・世帯員2名…本人150日、妻60日

③「下限面積要件」

- …権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50 a に達すること。
- ・権利取得後の耕作面積… 13,949㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われます。

○議案第1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については6月14日に確認し、適正 に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農作業効率向上のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

- ○農地法第3条2項要件について
- ①「全部効率利用要件」
- ・経営農地営農状況…所有農地7,806㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター1、耕うん機1、田植機1、防除機1、農業用トラック2
- ・従事人数…世帯員3名
- ・申請地までの通作距離…自宅から170m

②「農作業常時従事要件」

・世帯員3名… 本人250日、妻250日、子250日

③「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50 a に達すること。

・権利取得後の耕作面積…8,124㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われます。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○ 議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請4件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

・周辺を県道・河川・宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね10~クタール 未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については、公共下水管へ接続し、雨水排水については、浸透トレン チにより敷地内に浸透させることとしております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック3~5段積みを設置する計画となっております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で、金融機関の残高証明が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

○議案第2-2

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

・周辺を宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね10~クタール未満の区域内 であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については、公共下水管へ接続し、雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内に浸透させることとしております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2~5段積みを設置し、土砂の流出を防ぐ 計画となっております。
- ・改良区からは、転用について支障がない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、融資で対応することとしており、住宅ローン事前審査結果通知書 の写しが提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

○議案第2-3

(事務局説明)

申請目的「駐車場」の案件でございます。

「立地基準」

・申請地の前面道路に上・下水道管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に にしじまクリニック、ふじみ野小学校の医療機関、教育施設が2つ以上あることか ら、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水はなく、雨水については砂利敷きのため、敷地内に浸透させることと しております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積みを設置する計画となっております。
- ・改良区からは、転用について支障がない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、残高証明書が提出されてお ります。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

○議案第2-4

(事務局説明)

申請目的「駐車場」の案件でございます。

「立地基準」

・申請地の前面道路に上・下水道管の2種類が埋設されており、かつ500m以内に にしじまクリニック、ふじみ野小学校の医療機関、教育施設が2つ以上あることか ら、第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水はなく、雨水については砂利敷きのため、敷地内に浸透させることと しております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積みを設置する計画となっております。
- ・改良区からは、転用について支障がない旨の意見書が提出されております。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、残高証明書が提出されてお ります。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

第3号議案

生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第3-1

・申出事由…主たる従事者の故障

(事務局説明)

6月14日に現地を確認したところ、保全管理されていました。従事者は、10年ぐらい前までは、ほうれん草、かぶ、ねぎを耕作していました。その後、本人は膝を悪くし、歩行が困難となり、娘さんが介護を行っておりましたが、娘さんが亡くなってしまったことから、要介護認定3と認定され、今回申請をされております。現在は、息子さんが保全管理を行っているとのことです。

(担当委員からの説明)

現地の確認を行いました。事務局の説明のとおり、支障がないと思われます。

- ○議案番号第3-2
- ・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

従事者は、以前までは作付けを行っておりましたが、近年は保全管理を行うだけとなっており、亡くなる直前まで行っていたとのことです。その後、肺炎を患い、令和4年1月15日に亡くなられました。

現在は、お孫さんにより保全管理をされているとのことです。

(担当委員からの説明)

現地の確認を行いました。事務局の説明のとおり、支障がないと思われます。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画 について

○議長は、農用地利用集積計画の決定について1件を議題として上程し、事務局の説明の 後、全委員に諮り決定された。

○議案第4-1

(事務局説明)

- ・利用権の種類 使用貸借権 ・土地利用の内容 田
- ・設定の期間 公告日(令和4年10月上旬)から令和6年9月30日まで

(钼調)

6月3日に調査を行い、申請地、所有農地とも問題なく管理されていました。

(担当委員からの説明)

※更新のため担当委員からの説明省略

第5号議案 富士見市農業委員会会長専決規程の一部改正について

○議長は、富士見市農業委員会会長専決規程の一部改正についてを議題として上程し、事務局の説明の後、全委員に諮り決定された。

(事務局説明)

農地法の一部改正が、令和元年11月1日付で施行されております。

今回の法改正により農地法第4条において第4号が農地法第5条において第3号が新設されたため、富士見市農業委員会会長専決規程の農地法引用部分に号ずれが生じたことから改正するものです。

改正内容につきましては、富士見市農業委員会会長専決規程第3条第1号中農地法「第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号」を「第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号」へ本総会承認後、速やかに手続きを行わせていただきます。

\exists	程	第	3	専決処理報告
\vdash	11	'A J	v	T 1/2 /2 T T T L

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和4年5月27日から令和4年6月7日まで)

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による届出

2件

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出

2件

日程第4 協議報告事項

1. その他

議長は、令和4年第7回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年6月27日

議	長		
7	7 番		
8	番		
S) 番		